

「職場積立 NISA」をご利用いただく際のご注意事項

1. NISA 口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年において一人一口座（一金融機関）しか開設できません。
当社で取り扱う NISA 対象商品は上場株式、ETF、上場 REIT、公募株式投資信託、上場新株予約権付社債、上場優先出資証券です。
※NISA 口座で保有する有価証券を非課税扱いのまま（NISA のまま）、他社へ移管することはできません。
※複数の金融機関で重複してお申し込みの場合、口座開設までに相当の時間を要する場合があります。
2. NISA 口座で上場株式等の単元振替が行われた場合、その上場株式等の配当金を非課税で受け取るためには、配当金の受取方式を「株式数比例配分方式（配当金を証券会社のお取引口座で受け取る方法）」にする必要があります。
3. 株式投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、NISA 口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、NISA 制度上の非課税メリットを享受できません。
4. NISA 口座の損失は、NISA 口座以外（一般口座や特定口座）で保有する有価証券の売買益や配当金との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。
5. NISA 口座は、年間投資枠（成長投資枠は 240 万円/つみたて投資枠は 120 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1800 万円/うち成長投資枠 1200 万円）の範囲内で投資が可能です。
NISA 制度では、年間投資枠と非課税保有限度額の範囲内で購入した上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降に再利用することが可能となります。
6. 国内上場株式、ETF、上場 REIT を対象商品に選択し、NISA 口座を利用して買い付けを行う場合、年間で単元株数に達しないときは、年ごとに単元未満株のまま管理されるため、複数年で合計して単元株数に達していても、議決権の行使、現金での配当金の受領、株主優待を受けることができません。
7. 当社が選定している上場株式等が、整理銘柄または監理銘柄に指定されている期間中は、NISA 対象外となりますので、NISA 口座を選択していても課税口座での買付となります。
8. 当社では、投資信託の分配金は NISA 口座ではなく、特定もしくは一般口座で再投資されます。ただし、株式累積投資における単元未満株に対する配当金は NISA 口座優先で再投資されるため、その金額分の年間投資枠を利用することになります。
9. 「職場積立 NISA」では、1 回あたりの買付金額が NISA 口座の年間投資枠の残りの利用可能額を上回る場合は、当該買付金額のすべてが課税口座での積立となります。
例えば、当月の積立額が 15 万円で、NISA 口座の残存利用可能額が 10 万円の場合、当該買付金額 15 万円は課税口座での買付となります。

なお、複数銘柄で NISA 優先の設定がある場合、株式累積投資・投信つみたてプランの各々の買付金額の合計が NISA 口座の年間投資枠の範囲に収まる場合に限り、NISA 口座で買付を行います。この場合、株式累積投資の NISA 口座での買付が優先されます。

例えば、当月の積立額が 15 万円（株式累積投資 5 万円、投信つみたてプラン 10 万円）で、NISA 口座の残存利用可能額が 10 万円の場合、株式累積投資 5 万円の買付を NISA 口座で行い、投信つみたてプラン 10 万円は課税口座での買付となります。